

独立行政法人経済産業研究所競争的資金等の運営・管理に関する規程

平成27年8月28日
規 程 第49号

改正 平成29年10月 6日 平成29・10・5独経研第5号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）における文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）の適正な運営・管理を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(責任と権限)

第2条 研究所の競争的資金等を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は当研究所全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。

最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について当研究所全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとし、総務ディレクターをもって充てる。

4 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理について担当部署を統括する実質的な責任と権限を有するものとし、研究調整ディレクター及び総務副ディレクター（総務担当、管理担当）をもって充てる。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下、次に掲げる業務を行う。

一 各グループにおいて不正対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

二 不正防止を図るため、各グループ内の競争的資金等の運営・管理に関わる職員や研究員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

三 各グループ内の職員や研究員等が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

5 最高管理責任者は、コンプライアンス推進責任者の職務の実施を補佐するコンプライアンス推進副責任者を必要に応じて任命することができる。

(行動規範)

第3条 競争的資金等の運営・管理に関わるすべての役員・職員及び研究員（以下「役職員等」という）は、競争的資金等の対象となる研究が当研究所の行う事業の一環であることや、競争的資金等が公的な資金であること等から、競争的資金等の使用については研究所による公正な管理を行う必要があることを十分に認識し、研究所服務規程第2条（倫理行動規準）及び日本学術会議「科学者の行動規範－改訂版－」（平成25年1月25日）に基づき、競争的資金等の運営・管理にあたらなければならない。

(相談窓口等の設置)

第4条 研究所における競争的資金等に係る事務処理手続き、制度、使用ルール等に関する問い合わせに対応する相談窓口を研究グループ研究管理担当に置く。

(コンプライアンス教育)

第5条 最高管理責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わるすべての役職員等に対して、競争的資金等に係る不正防止についての意識と知識を高めるため、コンプライアンス教育を実施することとし、コンプライアンス教育の実施に際しては、職種、役職、業務内容などに応じた適切なプログラムを作成し、研修会やeラーニングなどを通じ、役職員等のコンプライアンスに対する意識と知識を高めるとともに、その理解度について把握するものとする。

2 コンプライアンス教育の事務局は研究グループ研究管理担当をもって充てる。

(誓約書)

第6条 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての役職員等は、次の事項を含む誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

- 一 研究所の規則等を遵守すること。
- 二 不正を行わないこと。
- 三 規則等に反して、不正を行った場合は、当研究所や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

2 前項の誓約書を提出しない役職員等は、競争的資金等の運営・管理に関与することができないものとする。

(不正防止計画)

第7条 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な使用を徹底し、不正防止に向けた運営・管理体制を整備するため、研究所リスク管理及び危機対応に関する規程（以下「リスク管理規程」という）第6条及び第7条に定めるリスク管理委員会における検討及び審議等を経て、不正防止計画を策定し、必要に応じて見直すものとする。不正防止計画には、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を含めるものとする。不正防止計画を策定、見直しにあたっては、リスク管理委員会の事務は、総務グループ情報公開・

内部統制担当に加えて、研究グループ研究管理担当も行う。

- 2 研究グループ研究管理担当は、不正防止計画の推進を担い、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握および検証に関すること。
 - 二 関係部署および内部監査部門と協力し、不正発生要因の排除・改善策を講ずること。
 - 三 その他、不正防止計画の推進について必要な事項に関すること。
- 3 研究調整ディレクターは、研究グループ研究管理担当が前項の業務を行った結果について随時報告を受け、必要と認めるときは、不正防止計画の見直しをリスク管理委員会に提案するものとする。

(業者への対応)

第8条 研究調整ディレクターは、競争的資金等により取引を行う業者に対し、不正防止計画の中の不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を周知するとともに、必要と認める場合には、競争的資金等により取引を行う業者に対し、次の事項を含む誓約書の提出を求める。

- 一 当研究所の規則を遵守し、不正に関与しないこと。
- 二 内部監査その他調査等において取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- 三 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 四 役職員等から不正な行為の依頼があった場合には通報すること。

(告発等の取扱い)

第9条 研究所における競争的資金等に係る不正に関する告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）については、研究所内部通報及び外部通報に関する規程（以下「通報規程」という）に従って、通報として取り扱う他、以下の各号の規定に従って取り扱うものとする。

- 一 通報規程第6条第4項により、通報調査委員会が通報としての受理又は不受理の決定を行ったときは、研究所はその決定を当該競争的資金等の配分機関に報告するものとする。
- 二 通報規程第7条第1項による通報調査委員会の調査を行う場合には、通報調査委員会の委員に、監事及びシニアリサーチアドバイザーを加えるものとする。
- 三 通報規程第7条第1項による通報調査委員会の調査においては、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を行い、認定を行うものとする。
- 四 通報規程第7条第1項による通報調査委員会の調査が開始された場合には、通報調査委員会は、通報により競争的資金等に係る不正を行っている者とされている者に対し、当該競争的資金等を配分している機関からの競争的資金等の使用を一時的に禁止する必要があるか否かの決定を行い、一時的な禁止が必要であるとの決定がなされた場合

には、研究所は、通報により競争的資金等に係る不正を行っているとしてされている者に対し、当該競争的資金等を配分している機関からの競争的資金等の使用の一時的な禁止を命じるものとする。

五 通報規程第7条第1項による通報調査委員会の調査の実施に際し、研究所は、調査方針、調査対象及び方法等について、当該競争的資金等の配分機関に報告、協議しなければならない。

六 研究所は、通報規程第7条第1項による通報調査委員会の調査を行う場合には、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、当該競争的資金等の配分機関に提出するものとする。期限までに調査が終了しない場合であっても、調査の中間報告を当該競争的資金等の配分機関に提出するものとする。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、当該競争的資金等の配分機関に報告するものとする。

七 研究所は、通報規程第7条第1項による通報調査委員会の調査を行う場合には、当該競争的資金等の配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該競争的資金等の配分機関に提出するとともに、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(モニタリング及び監査)

第10条 競争的資金等の適正な管理の為のモニタリング及び監査については、最高管理責任者の指揮の下、内部監査室が行うものとする。

2 モニタリング及び監査の実施においては、内部監査室は、監事やコンプライアンス推進責任者及び研究グループ研究管理担当と連携を図るものとする。

附則（平成27・8・28 独経研第1号）

この規程は平成27年9月1日から施行する。

附則（平成29・10・5 独経研第5号）

この規程は平成29年10月6日から施行する。